

# 運用3号に関する実例について

## 1 運用3号として救済されなかった(対象にならないため)実例

夫(昭和23年生、62歳) ※ 加入期間(約16年)が受給要件に足りないため無年金。

S59.1		H2.7		H3.5		60歳
厚年 (5年)	未加入	厚生年金 (10年)	国民年金 (ほぼ未納)	厚年 (10月)	未加入	

妻(昭和25年生、60歳)

							H22.10		
厚生年金 (12年2月)	国民年金 (5年7月)	未	国年 (未納)	厚年 (1年)	国民年金 (2年8月)	第3号 (10月)	第3号のまま (19年5月)		
							↓		
							現在		
							第1号未納	遡及 納付	任意 加入

○年金請求書(ターンアラウンド様式)が届いたが、平成22年10月に夫との記録突合により、19年間以上の不整合記録が発覚。

○不整合記録を第1号期間に訂正したことから、厚生年金が13年2か月、国民年金が9年1か月の合計22年3か月となり、受給要件の25年に2年9か月不足。

○過去2年分の保険料を納付するだけでは受給要件に足りないため、受給要件を満たすため高齢者任意加入を行っている。

## 2 運用3号に該当する実例

夫(昭和26年生、60歳)

H4.4		H7.2		60歳
国民年金 (約20年)		厚生年金 (2年10月)	未加入	

妻(昭和34年生、51歳)

			51歳
国民年金 (約10年)	第3号 (2年10月)	第3号のまま (約16年)	

○夫の年金相談の際、ご本人(妻)の「ねんきん定期便」を確認したところ、夫が第2号の資格喪失した平成7年2月から約16年間について第3号記録となっていた。

○現在まで第1号への記録訂正は行っていないため、約16年間は運用3号の取扱により、年金額に反映されることとなる。

## 3 離婚後、再婚したにも関わらず前夫の第3号被保険者になっている実例

○50歳代の女性で、サラリーマンの前夫と離婚後、自営業の現夫と再婚したが、前夫の第3号被保険者のままとっている。